◎新潟県告示第745号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年新潟県条例第42号)第10条の2の規定により、平成16年6月新潟県告示第1391号(新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額)の一部を次のとおり改正する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	欄中ト線が引かれ7 改	正	後		改	正	前
1	知事が定める額	知事が定める額		1	1 知事が定める額		
	介護を要する状	介護を受けた日	金 額		介護を要する状	介護を受けた日	金 額
	態の区分	の区分			態の区分	の区分	
	常時介護を要す	(1) 1の月に介	その月におけ		常時介護を要す	(1) 1の月に介	その月におけ
	る状態	護に要する費用	る介護に要す		る状態	護に要する費用	る介護に要す
		を支出して介護	る費用として			を支出して介護	る費用として
		を受けた日があ	支出された費			を受けた日があ	支出された費
		るとき(次号に	用の額(その			るとき(次号に	用の額(その
		掲げる場合を除	額 が 17万			掲げる場合を除	額 が 17万
		< 。)	<u>7,950円</u> を超			< 。)	2,550円を超
			えるときは、				えるときは、
			17万7,950円)				17万2,550円)
		(2) 1の月に親				(2) 1の月に親	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		族又はこれに準				族又はこれに準	
		ずる者による介				ずる者による介	
		護を受けた日が				護を受けた日が	
		あるとき(その				あるとき(その	
		月に介護に要す				月に介護に要す	· · ·
			介護に要する			る費用を支出し	
		て介護を受けた				て介護を受けた	
		日がある場合に	出された額)			日がある場合に	出された額)
		あつては、当該				あつては、当該	
		介護に要する費				介護に要する費	
		用として支出さ				用として支出さ	
		れた額が <u>8万</u>				れた額が <u>7万</u>	
		1,290円以下で				7,890円以下で	
		あるときに限る				あるときに限る	
		。)				。)	
	随時介護を要す				随時介護を要す		
	る状態	護に要する費用			る状態	護に要する費用	
		を支出して介護				を支出して介護	
		を受けた日があ				を受けた日があ	
		るとき(次号に				るとき(次号に	
		掲げる場合を除	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			掲げる場合を除	
		< ₀)	8,980円を超			< ₀)	6,280円を超
			えるときは、				えるときは、
			8万8,980円)				8万6,280円)

(2) 1の月に親	月額 4 万
族又はこれに準	<u>600円</u> (新たに
ずる者による介	介護補償を支
護を受けた日が	給すべき事
あるとき (その	由が生じた月
月に介護に要す	にあつては、
る費用を支出し	介護に要する
て介護を受けた	費用として支
日がある場合に	出された額)
あつては、当該	
介護に要する費	
用として支出さ	
れた額が <u>4万</u>	
<u>600円</u> 以下で	
あるときに限る	
。)	

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。